

〔事案 25-119〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 6 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

個人年金保険に医療保険を付加するものと考えていたが、実際には終身保険への契約転換であったことを理由に、転換後契約を無効とすることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 8 月、個人年金保険から終身保険に契約転換したが、以下の理由により転換後契約を無効とし、もとの個人年金保険に戻してほしい。

- (1) 「年金保険を契約している人だけの特典で、安い金額で保険が付けられる」と言われて募集を受けた。
- (2) 既契約の個人年金保険に少額の保険料で医療保険を付加したと考えており、終身保険に契約転換することの説明は一切なかった。
- (3) 募集人に年金は無くなるのかと質問したところ「年金は残り、500 万円は確実に受け取れる」と説明されたが、実際に年金として受け取れるのは 400 万円弱であり、説明と食い違っている。
- (4) 募集人は、契約転換によって、予定利率が下がり不利益になることを分かっていながら説明しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は終身保険の契約転換に際して、転換比較表を手交し、契約転換前後の保障内容を比較説明している。
- (2) 転換比較表とあわせて手交した重要事項のお知らせの書面には、転換前契約が消滅することが記載されており、申立人はその内容を確認のうえ、署名・捺印している。
- (3) 契約転換の後、当社は年に 1 回、転換後の終身保険の保障内容の案内書面を送付しており、保険証券にも保障内容が記載されていることから、転換後契約が終身保険であることは明確である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

- (1) 申立人は、募集人の説明によって、「転換前契約が消滅することを認識せず、転換前契約に少額の保険料で医療保険等を付加したと認識していた」と主張し、転換前契約に戻すことを求めていることから、民法 95 条にもとづく、錯誤による転換契約の無効を求めているものと判断する。
- (2) 申立人は、募集人の募集行為が保険業法 300 条に抵触すると主張するが、同法は契約者と保険会社との間の法律関係を規律するものではない。

2. 以下のとおり、申立人の主張は認められない。
 - (1) 契約転換の説明の際に使用された転換後契約の設計書では、転換後契約が終身保険であることが明記されており、事情聴取において申立人も、その内容の一部の記憶があると述べている。
 - (2) 申立人が署名捺印した転換後契約の申込書の裏面にはその保障内容が表で示されており、主契約が、保障額 500 万円の終身保険であることが記載されている。
 - (3) 重要事項のお知らせの書面には、転換比較表の交付を受けたこと、契約転換前後の両契約に関する重要事項について説明を受けたこと、転換後契約の責任開始期と同時に転換前契約が消滅することを承諾すること、を確認したことの申立人の署名捺印がある。
 - (4) 以上の事実と、募集人が保険契約の説明に際し、書面の記載に反する説明をすることは通常考え難いことから、募集人が申立人に対して、転換後契約は転換前契約に少額の保険料で医療保険等を付加した内容であると説明をしたこと、および 500 万円が確実に受け取れる等の説明をしたと認めることは困難である。
 - (5) 仮に錯誤が認められるとしても、募集人から設計書や確認書等による説明を受けたうえで申込書に署名捺印していること等から、錯誤に陥ったことについて、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない。

3. しかしながら、本転換の募集行為には以下の問題点があることから、本件は和解によって解決することが相当である。
 - (1) 本転換は、個人年金保険を医療特約のある終身保険に契約転換したものだが、申立人は契約当時既に他社の医療保険に契約しており、そもそも医療保険を契約する必要性が高くなかった。
 - (2) 転換後契約の解約払戻金額は、転換前契約の年金原資を大きく下回るものであり、申立人が、このデメリットを十分に認識して転換申込みを行ったのかについて疑問が残る。
 - (3) 申立人の供述によれば、募集人の説明は玄関先での 1 回だけであり時間も数十分であったとのことで、募集人による、意思の確認や説明が十分であったかについて、相当程度の疑問が残る。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。